

旧東和町域 (東和班担当区域)				
月・日	曜日	対象地区	相談時間	会 場
2月15日	火	伊 崎	9:30~12:00	伊崎公民館
		地家室	13:30~16:00	地家室公民館
2月16日	水	佐 連	9:30~12:00	佐連会館
		沖家室	13:30~16:00	沖家室公民館
2月17日	木	内 入	9:30~12:00	内入公民館
		小伊保田	13:30~16:00	小伊保田公民館
2月18日	金	(久賀班支援)	/	/
2月19日	土		—	—
2月20日	日	—	—	—
2月21日	月	/	/	/
2月22日	火	(橋班支援)	/	/
2月23日	水	(橋班支援)	/	/
2月24日	木	【確申相談】 旧東和町全域	9:30~16:00	東和総合センター
2月25日	金	(大島班支援)	/	/
2月26日	土	—	—	—
2月27日	日	—	—	—
2月28日	月	森・平野	9:30~16:00	東和総合センター
3月1日	火	情	9:30~12:00	情島公民館
		雨 振	13:30~16:00	雨振公民館
3月2日	水	油 宇	9:30~16:00	油宇公民館
3月3日	木	和 田	9:30~16:00	和田公民館
3月4日	金	小 泊	9:30~12:00	小泊公民館
		馬ヶ原	13:30~16:00	馬ヶ原公民館
3月5日	土	—	—	—
3月6日	日	—	—	—
3月7日	月	伊保田	9:30~16:00	油田農村環境改善センター
3月8日	火	和 佐	9:30~16:00	和佐公民館
3月9日	水	大小積	9:30~12:00	海辺の家おつみ
		神 浦	13:30~16:00	神浦公民館
3月10日	木	船 越	9:30~12:00	船越公民館
		西 方	13:30~16:00	西方公民館
3月11日	金	外 入	9:30~16:00	白木多目的共同利用施設

旧橋町域 (橋班担当区域)				
月・日	曜日	対象地区	相談時間	会 場
2月15日	火	安下・川間	9:30~16:00	安下区民館
2月16日	水	原・古城	9:30~16:00	原地区学習等供用施設
2月17日	木	日前浜	9:30~16:00	日良居出張所
2月18日	金	土 居	9:30~16:00	日良居出張所
2月19日	土	—	—	—
2月20日	日	—	—	—
2月21日	月	/	/	/
2月22日	火	【確申相談】 旧橋町日良居地区	9:30~16:00	日良居出張所
2月23日	水	【確申相談】 旧橋町安下庄地区	9:30~16:00	橋総合センター
2月24日	木	西浦・長天・田中 おれんじヒルズ	9:30~16:00	橋総合センター
2月25日	金	塩宇・真宮	9:30~16:00	橋総合センター
2月26日	土	—	—	—
2月27日	日	—	—	—
2月28日	月	和戸・正分	9:30~16:00	橋総合センター
3月1日	火	栄・安高	9:30~16:00	安高地区農事集会所
3月2日	水	庄	9:30~16:00	庄区民館
3月3日	木	大 泊	9:30~12:00	大泊区民館
		吉 浦	13:30~16:00	吉浦区民館
3月4日	金	源 明	9:30~12:00	源明老人憩いの家
		鹿 家	13:30~16:00	鹿家地区農事集会所
3月5日	土	—	—	—
3月6日	日	—	—	—
3月7日	月	秋	9:30~16:00	秋老人憩いの家
3月8日	火	三ツ松	9:30~16:00	三ツ松区民館
3月9日	水	油 良	9:30~16:00	油良区民館
3月10日	木	江ノ浦 樽 見	8:40~10:40 8:40~10:40	浮島漁村センター 浮島地区学習等供用施設
		長 浜	13:30~16:00	長浜集会所
3月11日	金	日前郷	9:30~16:00	日前郷区民館

- ◆所得税・贈与税・事業税・住民税の受付は、平成17年3月15日(火)までです。
- ◆個人事業者の消費税・地方消費税の受付は、平成17年3月31日(木)までです。

## めざせ！ かしこい消費者

### 架空請求と少額訴訟

よう引き続き注意してください。

ハガキ等による架空請求が、相変わらず横行しています。

最近の架空請求ハガキは「電子消費料金未納分」の請求と称して、法務省や社会

保険庁などの公的機関や法律事務所名をかたったり、「裁判取り下げ最終期日」と記載し、訴訟をほのめかして至急連絡を求めたりするような悪質な内容となっています。

このような、架空請求ハガキなど、根拠のない請求は無視して、絶対に連絡をしない、お金は支払わない

まれな事例ではありますが、携帯電話の出会い系サイトなどの利用料金に関し、事業者から少額訴訟を起された事例が発生しています。もし、簡易裁判所から特別送達の封書で「支払督促や少額訴訟の通知」が来た場合は放っておくと自動的に敗訴になりますので、受取拒否はしないで受領し、すぐに裁判所に事実確認をしてください。正式な通知であれば、異議申立書や答弁の準備書面を提出して主張するようになりますので、無料法律相談などで具体的な対応を相談するようお勧めします。

なお、架空請求ハガキに記載されている「裁判」や「裁判取り下げ最終期日」などは、まったく根拠のない架空のものであるので混同しないように注意してください。

● 山口県消費生活センター  
083(924)0999  
● 商工観光課  
79・1003